

振り込め詐欺救済法に基づく 被害回復分配金「決定表」閲覧のご案内

振り込め詐欺救済法に基づく被害回復分配金の申請をされた方は、支払該当者が決定した後、「決定表」を閲覧することが可能です。

当組合では、閲覧の日時・場所を下記のとおりとし、事前のお申込みの後、閲覧することが可能です。

日 時	祝日、年末・年始を除く平日の午前9時～午後3時まで
場 所	堺市農業協同組合 本所 対象口座保有店
必要書類	本人確認書類（運転免許証、パスポート等）
申込み方法	「決定表閲覧請求書」に必要事項を記入のうえ、店頭または郵送にてお申込み下さい。 後日、改めて担当部署より日時、場所等についてご連絡いたします。
申込先	〒593-8301 大阪府堺市西区上野芝町2丁1番1号 堺市農業協同組合 業務部 金融課 TEL 072-278-3500

【注意事項】

- ・決定表を閲覧できる方は、当該口座の被害回復分配金の支払申請人およびその代理人に限られています。
- ・閲覧は当該口座のみで、決定表の複写、写真撮影等は法令により禁止されています。
- ・代理人の方は、委任状および申請人ご本人の印鑑証明書等が必要となります。
- ・決定表の閲覧は、事前の申込手続が必要となります。
- ・閲覧の際は、請求の日において有効な本人確認書類をご持参下さい。